

平成30年度事業計画

自 平成30年7月1日

至 平成31年6月30日

1. 基本方針

本協会は、「国民の不動産に係わる権利の明確化に寄与する事業を行う公益社団法人」として運営を行っている。

今後も、官公署から選択される協会に相応しい組織となるため、その設立趣旨に沿った事業の受託や組織の運営のために必要な情報提供と研修、関係部署への要望等を行うため、効率的な会務運営に努める。

以上の活動を行うにあたり、社員の目的意識の明確化と団結、理事の担当部署における協会の適切な運営、積極的な相談業務と啓発活動の実行が重要である。

今後も、公共の利益となる事業における不動産の表示に関する嘱託登記手続きを遂行するにあたり、国民及び発注者に信頼される組織作りを目指し、本協会の目的を達成するためのガバナンスの確立に取り組む。

(1) 業務管理体制の確立

業務管理システムを的確に実行することで、社員の業務に対する意識の向上を図り、業務の適正・迅速な処理の為に業務管理体制を実現することにより国民及び発注者の信頼を保持する。

(2) 地図作成作業等の大規模事業の積極的な取り組み

不動産登記法第14条地図作成作業等の大規模事業には、土地家屋調査士の専門的能力結合の真価を発揮するという使命感をもって、社員の協調と団結をもとに、個々の能力と組織力を最大限に生かせるように取り組む。

(3) 相談業務と啓発活動の積極的な実行

相談業務は本協会としての重要な業務であることから、各地区が主体となって、官公署等の公共事業実施に伴う登記関係の相談に積極的に取り組み、相談しやすい環境作りと、本協会活用に対する啓発活動を行う。

(4) 社員研修、公開セミナーの推進

社員の技術力、資質の向上を目的とした社員向けの研修と、本協会としての社会貢献の一つとして、公共事業を実施する官公署の職員及び一般市民も含めた公開セミナーを開催する。